



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 訓令

*12 事務決裁規程の一部を改正する訓令

(行政改革課)..... 1

*13 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(")..... 4

訓 令

和歌山県訓令第12号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和62年和歌山県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項部長専決事項の欄2(2)中「許可の取消し」の次に「及び特定事業の停止命令」を加え、同欄(2)を同欄(4)とし、同欄2に次のように加える。

(5) 措置命令(第35条)

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項部長専決事項の欄2(1)を同欄2(3)とし、同欄2に同欄2(1)及び(2)として次のように加える。

(1) 土壌基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等の命令(第17条第2項及び同条第3項)

(2) 土砂等の埋立て等による崩落等の防止の命令(第18条第3項)

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項課長専決事項の欄2に次のように加える。

(7) 報告の徴収(第38条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項部長専決事項の欄3(3)中「第7条第1項及び第2項」を「第7条第1項、第2項、第4項、第5項、第8項」に改め、同欄3(7)を同欄3(10)とし、同欄3(8)を同欄3(11)とし、同欄3(9)を同欄3(12)とし、同欄3(6)の次に次のように加える。

(7) 汚染土壌処理業者に対する改善命令(第24条)

(8) 汚染土壌処理業者に対する許可の取消し等(第25条)

(9) 汚染土壌処理業者に対する措置命令(第27条第2項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項部長専決事項の欄3に次のように加える。

(13) 国等が行う汚染土壌の処理の特例(第27条の5)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄1(4)中「有害物質特定事業場」を「有害物質使用特定事業場」に改め、同欄1(7)中「第14条の2第3項」を「第14条の2第4項」に改め、同欄3(14)及び(15)を次のように改める。

(14) 自動車排ガスの測定に基づく要請(第21条第1項)

(15) 大気汚染緊急時の措置(第23条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄10(2)中「第3条第3項」を「第3条第4項、第8項」に、同欄10(3)中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、同欄10(4)中「第12条第4項」を「第12条

第5項」に改め、同欄10(6)を同欄10(7)とし、同欄10(7)を同欄10(8)とし、同欄10(8)を同欄10(9)とし、同欄10(5)の次に次のように加える。

(6) 汚染土壌の運搬及び処理の措置命令(第19条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄11(1)中「第3条第1項、第4項及び第5項」を「第3条第1項、第6項」に、同欄11(2)中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄1(2)を同欄1(3)とし、同欄1(3)から(8)までを同欄1(4)から(9)までとし、同欄1(1)の次に次のように加える。

(2) 指定保育士養成施設の長に対する報告徴収及び指導(第18条の7)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄2を同欄3とし、同欄3から7までを同欄4から8までとし、同欄1の次に次のように加える。

2 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)に関する次のこと。

(1) 指定保育士養成施設の変更承認(第5条第3項)

(2) 指定保育士養成施設の変更の届出の受理(第5条第4項)

(3) 指定保育士養成施設の報告の受理(第5条第5項)

(4) 指定保育士養成施設の指定の取消し(第5条第6項及び第7項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄13(1)及び(2)を削り、同欄13(3)を同欄13(1)とし、同欄13(4)から(7)までを同欄13(2)から(5)までとする。

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄4(9)を同欄4(10)とし、同欄4(8)の次に次のように加える。

(9) 精神科病院の管理者に対する報告徴収等(第38条の6)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄13(1)中「再交付」を「交付」に改め、同欄13(2)を同欄13(3)とし、同欄13(3)から(7)までを同欄13(4)から(8)までとし、同欄13(1)の次に次のように加える。

(2) 認定特定行為業務従事者の特定行為の業務の停止又は認定証の返納(附則第4条)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項局長専決事項の欄11(3)を同欄11(2)とする。

別表第2福祉保健部の表国民健康保険課の項課長専決事項の欄4中「柔道整復師」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師」に改め、「登録及び」を「登録並びに」に改める。

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄1(1)を削り、同欄1(2)を同欄1(1)とし、同欄1(3)から(16)までを同欄1(2)から(15)までとし、同欄4(1)を削り、同欄4(2)を同欄4(1)とし、同欄4(3)を同欄4(2)とし、同欄4(4)を同欄4(3)とする。

別表第2商工観光労働部の表観光振興課の項課長専決事項の欄1(3)の次に次のように加える。

(4) 旅行業の業務の範囲の変更の登録の拒否及び当該拒否の通知(第6条の4第2項において準用する第6条)

別表第2商工観光労働部の表労働政策課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

7 和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例(平成24年和歌山県条例第76号)に関する次のこと。

(1) 普通課程の訓練基準の決定(第5条第2項)

(2) 短期課程の訓練基準の決定(第6条第2項)

8 和歌山県立産業技術専門学院学則(平成5年和歌山県規則第26号)に関する次のこと。

(1) 施設外訓練に関する承認(第2条第2項)

(2) 休業日の変更に関する承認(第3条第1項)

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項局長専決事項の欄2を削り、同欄3を同欄2とし、同欄4から9までを同欄3から8までとする。

別表第2農林水産部の表研究推進室の項の次に次のように加える。

里地・里山振興室		1 中山間地域等直接支払市町村基本方針の認定に関すること。	
----------	--	-------------------------------	--

別表第2農林水産部の表林業振興課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に関する次のこと。

- (1) 確知所有者不同意森林に係る裁定（第19条）
- (2) 所有者不明森林に係る裁定（第27条）
- (3) 都道府県による森林経営管理事務の代替執行（第48条）

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

27 森林経営管理法に関する次のこと。

- (1) 民間事業者の選定等（第36条）

別表第2県土整備部の表用地対策課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に関する次のこと。

- (1) 裁定申請に係る事業要件の確認（第11条第1項）
- (2) 裁定申請があった旨の公告及び裁定申請書等の縦覧（第11条第4項）
- (3) 裁定手続の開始の決定等（第30条第1項及び第37条第2項において準用する第30条第1項）

別表第2県土整備部の表用地対策課の項局長専決事項の欄1 (3) を削り、同欄1 (4) を同欄1 (3) とし、同欄1 (5) から (13) までを同欄1 (4) から (12) までとし、同欄1 (14) を削り、同欄1 (15) を同欄1 (13) とし、同欄1 (16) から (19) までを同欄1 (14) から (17) までとし、同欄に次のように加える。

6 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する次のこと。

- (1) 地域福利増進事業の準備のための特定所有者不明土地への立入り等の許可（第6条）
- (2) 障害物の伐採等の許可（第7条第1項及び第3項）
- (3) 報告の徴収及び立入検査（第26条）
- (4) 裁定申請があった旨の公告及び裁定申請書等の縦覧（第28条第1項及び第37条第2項において準用する第28条第1項）
- (5) 立入調査（第36条及び第37条第4項において準用する第36条）

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3から12までを同欄2から11までとする。

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄12 (1) 中「第11条第1項第3号、第4号、第9号、第10号」を「第11条第1項第9号、第10号」に改める。

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄1 (21) を同欄1 (24) とし、同欄1 (22) から (34) までを同欄1 (25) から (37) までとし、欄1 (20) を同欄1 (22) とし、同欄1 (22) の次に次のように加える。

- (23) 用途地域の指定のない区域内の建築物の高さの限度の指定（第56条第1項第2号ニ）

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄1 (19) の次に次のように加える。

- (20) 用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率の指定（第52条第1項第7号）
- (21) 用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率の指定（第53条第1項第6号）

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄34 (1) 中「第11条第1項第5号、第6号」の次に「（和歌山市、海南市及び紀美野町に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第13号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>(振興局の局長等の専決) 第 4 条 振興局の局長、各部長及び各課長並びに振興局に設置する機関の長は別表第 3 に掲げる事項について、こころの医療センターの院長、事務局長及び各部長は別表第 4 に掲げる事項について、工業技術センターの所長、部長及び総務管理課長は別表第 5 に掲げる事項について、農林大学校長、林業研修部長及び就農支援センター所長は別表第 6 に掲げる事項について、県税窓口統括員は別表第 7 に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。</p>				<p>(振興局の局長等の専決) 第 4 条 振興局の局長、各部長及び各課長並びに振興局に設置する機関の長は別表第 3 に掲げる事項について、こころの医療センターの院長、事務局長及び各部長は別表第 4 に掲げる事項について、工業技術センターの所長及び部長は別表第 5 に掲げる事項について、農林大学校長、林業研修部長及び就農支援センター所長は別表第 6 に掲げる事項について、県税窓口統括員は別表第 7 に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。</p>			
<p>(代決) 第 8 条 決裁者が不在のときは、次の表に掲げる第 1 順位者が代決し、決裁者及び第 1 順位者がともに不在のときは、同表に掲げる第 2 順位者が代決することができる。</p>				<p>(代決) 第 8 条 決裁者が不在のときは、次の表に掲げる第 1 順位者が代決し、決裁者及び第 1 順位者がともに不在のときは、同表に掲げる第 2 順位者が代決することができる。</p>			
区分	決裁者	代決者		区分	決裁者	代決者	
		第 1 順位者	第 2 順位者			第 1 順位者	第 2 順位者
次長又は副所長を置く地方機関	地方機関の長	次長又は副所長	部長又は課長を置く地方機関にあっては主務部長又は主務課長、その他の機関にあっては地方機関の長の指名する職員	消防学校	略	略	略
消防学校	略	略	略	振興局	略		
振興局	略			県税事務所	略	略	略
県税事務所	略	略	略		略	略	略
文書館	次長	次長の指名する職員					
高等看護学院	学院長	副学院長	事務長				

なぎ看護学校	学校長	副学校長	
こころの医療センター	院長	副院長	事務局長
	事務局長	事務局次長	主務課長
	看護部長	看護部長の氏名する看護副部長	看護副部長
産業技術専門学院	学院長	副学院長	
世界遺産センター	所長	事務長	
農業試験場、農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場、畜産試験場養鶏研究所、林業試験場又は水産試験場	場長又は所長	副場長又は副所長	場長又は所長の指名する職員
農林大学校	略		
農林大学校就農支援センター	略	略	略
その他の地方機関	地方機関の長	課長を置く地方機関にあっては主務課長、その他の機関にあっては地方機関の長の指名する職員	

農林大学校	略		
農林大学校就農支援センター	略	略	略

別表第 2 (第 3 条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
東京事務所長	1 略
	2 略
県税事務所長	略

別表第 2 (第 3 条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
東京事務所長	1 略
	2 職員の扶養親族の認定に関すること。
	3 略
	4 職員の住居手当の確認及び決定に関すること。
	5 職員の単身赴任手当の確認及び決定に関すること。
県税事務所長	略

文書館 次長	略
略	
世界遺 産セン ター所 長	略
略	
和歌山 下津港 湾事務 所長	略

文書館 長	略
略	
世界遺 産セン ター事 務長	略
略	
和歌山 下津港 湾事務 所長	略
南紀白 浜空港 管理事 務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>工事並びに調査、測量、設計及び施設の維持管理業務の委託（以下南紀白浜空港管理事務所長の項において「工事等」という。）のうち設計額又は見積額 5 億円未満のもの</u>の起工及びその変更（変更後の契約金額が 5 億円以上となる場合を除く。）に関する<u>こと。</u> 2. <u>工事等</u>のうち設計額又は見積額 1 億円未満のもの<u>の指名競争入札の参加者（随意契約による場合にあっては見積者）の決定に関すること。</u> 3. <u>工事等</u>のうち設計額又は見積額 5 億円未満のもの<u>の入札に関すること。</u> 4. <u>工事等</u>の契約（当初の設計額又は見積額が 5 億円以上のもの及び当初の契約金額が 5 億円未満であって変更後の契約金額が 5 億円以上となるものを除く。）の締結又は解除に関する<u>こと。</u> 5. <u>工事等</u>のうち請負代金の部分払いのために<u>行う出来高検査に関すること。</u> 6. <u>和歌山県工事検査規程に関する次のこと。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>検査要求書の受理（第 5 条）</u> (2) <u>検査結果の復命の受理（第 10 条）</u> (3) <u>現地調査修補完了報告書の受理及び現地調査修補通知（第 13 条）</u> 7. <u>工事等</u>の中止又は中止の解除に関する<u>こと。</u> 8. <u>工事等</u>の工期延長の承認に関する<u>こと。</u> 9. <u>地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾のうち 1 件の契約金額 5 億円未満のもの</u>に関する<u>こと。</u> 10. <u>下請けセーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾のうち 1 件の契約金額 5 億円未満のもの</u>に関する<u>こと。</u> 11. <u>工事等に伴う土地買収、物件補償等及び土地建物等の借上げ並びに土地の登記（地図の訂正に限る。）</u>に関する<u>こと。</u> 12. <u>南紀白浜空港条例（昭和 43 年和歌山県条例第 8 号）</u>に関する<u>次の</u>

新宮保健所申本支所長	略

備考 略

別表第 3 (第 4 条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
	略
地域振興部長	1 略 2～12 略
福祉保健部長	略
農林水産振興部長	1～74 略 75 略 76 林業安全架設器具導入支援事業の補助金の交付に関する事。 77 略 78 紀州材認証システム実施要綱 (平成22年4月1日制定) に関する次のこと。 (1) 証明者の登録及び証明書の交付 (第 5 条) (2) 証明者の登録の更新 (第 8 条) (3) 証明者の登録の変更 (第 9 条) (4) 証明者の登録の抹消 (第 10 条) (5) 証明者の登録の取消し及び指導 (第 11 条) (6) 証明者の分別管理及び証明状況等を確認するための検査 (第 15 条)

	こと。 (1) 施設の使用の届出の受理 (第 4 条第 1 項) (2) 入場等の制限 (第 7 条) (3) 空港の機能を損なうおそれのある行為の決定 (第 11 条第 5 号) (4) 土地、建物等の使用の許可等 (第 12 条) (5) 構内営業の許可 (第 13 条) (6) 違反者に対する措置命令 (許可の取消しを除く。) (第 15 条) (7) 土地等の使用料の減免 (第 19 条)
新宮保健所申本支所長	略

備考 略

別表第 3 (第 4 条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
	略
地域振興部長	1 職員 (県税事務所の職員を含む) の扶養親族の認定に関する事。 2 略 3 職員 (県税事務所の職員を含む) の住居手当の確認及び決定に関する事。 4 職員 (県税事務所の職員を含む) の単身赴任手当の確認及び決定に関する事。 5～15 略
健康福祉部長	略
農林水産振興部長	1～74 略 75 森林整備担い手安全対策支援事業の補助金の交付に関する事。 76 略 77 略

建設部長	<p>1 建設業法（昭和24年法律第100号）に関する次のこと。 (1)・(2) 略</p> <p>2～66 略</p> <p>67 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）に関する次のこと。 (1) 認定の基準に係る審査（第11条第1項第3号、第4号） (2) 認定の基準に係る審査（第11条第1項第5号、第6号）（和歌山市、海南市及び紀美野町に係るものを除く。） 68 南紀白浜空港条例（昭和43年和歌山県条例第8号）に関する次のこと。 (1) 施設の使用の届出の受理（第4条第1項） (2) 入場等の制限（第7条） (3) 空港の機能を損なうおそれのある行為の決定（第11条第5号） (4) 土地、建物等の使用の許可等（第12条） (5) 構内営業の許可（第13条） (6) 違反者に対する措置命令（許可の取消しを除く。）（第15条） (7) 土地等の使用料の減免（第19条）</p>
建設部ダム管理事務所長	<p>1～9 略</p> <p>10 和歌山県個人情報保護条例に関する次のこと。 (1)～(6) 略 (7)～(10) 略</p> <p>11 略</p>
略	

備考 略
(2) 略

別表第5（第4条関係） 工業技術センター所長、部長及び総務管理課長個別専決事項

専決者	専決事項
工業技術センター所長	<p>1 別表第1専決事項の欄に掲げる事項（工業技術センターの各部長及び総務管理課長の専決事項として定めているものを除く。） 2～6 略</p>
部長	<p>1 軽易な照会、回答、通知、進達等に関すること。 2～5 略</p>
総務管理課長	<p>1 令達予算の範囲内での支出負担行為に関する次のこと。 (1) 報酬（委員等の委嘱及び額の決定を除く。）、共済費、賃金（日々雇用職員（作業員を除く</p>

建設部長	<p>1 建設業法（昭和24年法律第100号）に関する次のこと。 (1)・(2) 略 (3) 建設業の許可（更新に係るものに限る。）に係る建設業者に対する指導及び助言（社会保険等の加入状況に係るものに限る。）（第41条第1項） 2～66 略</p>
建設部ダム管理事務所長	<p>1～9 略</p> <p>10 和歌山県個人情報保護条例に関する次のこと。 (1)～(6) 略 (8)～(11) 略</p> <p>11 略</p>
略	

備考 略
(2) 略

別表第5（第4条関係） 工業技術センター所長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
工業技術センター所長	<p>1 別表第1専決事項の欄に掲げる事項（工業技術センターの部長の専決事項として定めているものを除く。） 2～6 略</p>
部長	<p>1～4 略</p>

。)の雇用の承認を除く。)、
旅費(費用弁償又は特別旅費の
 支給基準の設定を除く。)、需
 用費(光熱水費に限る。)、役
 務費(通信運搬費に限る。)、
 償還金、利子及び割引料並びに
 公課費

(2) 報償費、需用費(光熱水費を
 除く。)、役務費(通信運搬費
 を除く。)、委託料(調査、測
 量、設計及び監理の業務の委託
 料を除く。)、使用料及び賃借
 料、原材料費、備品購入費(重
 要物品を除く。)、負担金、補
 助及び交付金(補助金を除く。
)のうち1件の金額100万円未
 満のもの

(3) 委託料(調査、測量、設計及
 び監理の業務の委託料に限る。
)、工事請負費、補償補償及び
 賠償金(賠償金を除く。)のう
 ち1件の金額100万円未満のも
 の

2 歳出の支出の決定(支出の決定
 をもって行われる支出負担行為の
 決定を含む。)、戻入の決定、精
 算及び確認に関すること。

3 歳入の調定、徴収、戻入の決定
 等に関すること。(所長の専決事
 項として定めているものを除く。
)

4 歳入歳出外現金の受入れ及び払
 渡しの決定に関すること。

5 和歌山県物品調達事務規程に関
 する次のこと。

(1) 1件の調達予定額が100万円
 未満である集中調達物品(重要
 物品を除く。)の入札事務及び
 発注事務の依頼

(2) 集中調達物品(重要物品を除
 く。)の発注事務の処理(第10
 条)

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。